

市民意見の提出手続を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民意見提出手続に関する基本的な事項を定め、市民等の多様な意見を考慮した意思決定を行う手続を確立することにより、市民等の市政への参画を一層推進するとともに、市民等への説明責任を果たし、もって市政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民意見提出手続」とは、計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいうものとし、当該計画等に対する賛否を問うものではない。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に所在する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有するもの
- (6) 市民意見提出手続に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認めるもの

4 この要綱において「計画等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の施策に関する基本的な計画の策定又は改定及び市の施策に関する基本的な条例の制定又は改廃
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 広く市民の利用に供される全市の拠点となる施設の整備に当たって、その理念、機能等を定める基本的な計画の策定又は改定

(対象)

第3条 実施機関は、計画等についてこの要綱の定めるところにより市民意見提出手続を行うものとする。

2 実施機関は、前項に定める場合のほか、この要綱の趣旨に照らして市民意見提出手続を行うことが望ましいものについては、その実施に努めるものとする。

(適用除外)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、市民意見提出手続を行わないことができる。

- (1) 審議会等の附属機関又はそれに類する会議（以下「附属機関等」という。）が、市民意見提出手続に準じた手続を経て策定した報告や答申等に基づいて計画等の立案を行う場合
- (2) 市民意見提出手続と同等の効果を有する方法による手続を経て計画等の立案を行う場合
- (3) 緊急を要するもの又は軽微なもの等で、市民意見提出手続を行うことが明らかに合理性を欠くと認められる場合

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、市民意見提出手続の対象となる計画等の最終的な意思決定を行うまでの適切な時期に、その計画等の案を公表するものとする。

2 市民意見提出手続は、計画等の立案段階に応じて複数回行うことを妨げない。

3 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、案件に応じて次に掲げる関係資料及び関連する情報を併せて公表するように努めるものとする。

(1) 関係資料

ア 案を作成した趣旨、目的、背景等

イ 案の概要

(2) 市民等が計画等の案を理解するために必要な関連情報

ア 根拠法令の規定や上位計画の概要

イ 案の実施により生じることが予測される影響や必要と見込まれる経費の概要

ウ 立案に際して整理した論点

エ 附属機関等の審議、検討に付した場合には、当該審議又は検討の概要がわかる情報

オ その他必要と認められる情報

(公表の方法等)

第6条 実施機関は、計画等の案を公表しようとするときは、その案及び関係資料（以下「案等」という。）を担当課に備え付け、その概要等の資料を市政情報センター、支所、

地域事務所及び駅前市役所（以下「市政情報センター等」という。）に備え付けるとともに、市のホームページに掲載するものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、他の方法を活用して案の概要等が周知されるように努めるものとする。

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、計画等の案を公表しようとするときは、市民等が意見等を提出するために必要な期間等を勘案して、原則として1か月以上の提出期間及びその提出方法を定めて明示するものとする。

2 意見等の提出方法は、担当課及び市政情報センター等への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他案件に応じ必要な方法によるものとする。

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名等を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、意見等を提出した市民等の氏名等を公表する場合には、その計画等の案を公表する際にその旨を明示するものとする。

（意見等の処理）

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、計画等について意思決定するものとする。

2 実施機関は、計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれらに対する考え方を公表するものとする。

3 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の案を修正して意思決定を行ったときは、その修正の内容及び理由を公表するものとする。

4 実施機関は、提出された意見等に、特定の個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

5 第2項及び第3項の規定による公表については、第6条の規定を準用する。

（一覧の作成等）

第9条 市長は、市民意見提出手続を行っている案件の一覧を作成し、市政情報センター等に備え付けるとともに、市のホームページに掲載する等の方法で公表するものとする。

2 案件の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 案等の公表日
- (3) 意見等の提出期限

(4) 案等の入手方法と問い合わせ先

(5) 意見処理状況

3 市長は、市民意見提出手続の実施状況を取りまとめ、毎年1回公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある計画等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。